

外務省企画

第5回「日本人学生等のインターンシップ支援事業」

募集要項

このたび、外務省では、今後の日米関係における主導的な役割を担う人材の育成を目指し、日米同盟関係の強化に繋げるため第5回「日本人学生等のインターンシップ支援事業」を実施いたします。

米国でのインターンシップ体験を通じて、将来的に国際社会で主体的にリーダーシップを発揮していきたいという志の高い学生の皆さまのご応募をお待ちしております。

1. 事業主体

■企画：外務省北米局北米第一課

■運営：株式会社JTB／特定非営利活動法人国際青少年交流協会

2. インターンシップ概要

■研修地：アメリカ合衆国内

■期間・人数：[長期] 2019年9月頃より約12か月間 2名

[短期] 2019年9月頃より約6か月間 4名

※応募状況により、人数及び期間に変更の可能性があります。

■研修先：主に米国連邦議員事務所、

米政府機関、シンクタンク等今後の日米関係に資する機関を予定。

■取得ビザ：J1（交流訪問者）／Intern カテゴリー

■参加資格

- ▶ 米国国務省が認可するJ1/Internビザを申請可能な方および申請資格を満たす方
- ▶ 米国以外の大学に在学中の大学生、大学院生及びこれらを卒業して1年以内の方。
- ▶ 日本国籍を有する方（二重国籍不可）。
- ▶ 主に国際政治、外交米国内政など日米同盟に資する分野を専攻する在籍中の大学生・大学院生、及び2019年10月末時点にて卒業後1年以内の方。
※在籍する学部・学科等が本プログラムに該当するかわからない場合は事務局まで御連絡ください。
- ▶ 米国にて不自由なく研修を行うことができるレベルの英語運用能力を有すると認められる方。
(目安 TOEIC 820 以上、TOEFL iBT80 以上、IELTS 6.5 以上、英検準1級以上)
※英語力のスコアが絶対条件ではありません。スコアを有していなくても十分な英語力を有すると認められる場合には対象となります。
- ▶ 保護者/後見人等より同意を得られる方。

注) 下記の項目に当てはまる場合、申込不可となります。

- 上記参加資格を満たしていない方。
- 正規学生として米国の大学に在籍している方、最終学歴が米国の大学の方、米国移民ビザ取得者など、J1/Internビザの申請資格を満たしていない方。
- 過去に他のプログラムにてJ1/InternまたはJ1/Traineeビザを取得した方、および同種の公的プログラム（日本国や米国の公的支援を受けたプログラム）に参加経験がある方。
※過去に交換留学や高等学校留学、ワークトラベル等でJ1ビザを取得し終了した方は応募可能です。
- 2019年9月以降、他の滞在資格で米国に滞在予定の方
※留学目的を含むその他の米国滞在資格を利用して本プログラムに参加することはできません。新たにJ1/Internを取得することが前提となります。
- 日本または海外にて犯罪歴のある方。
- 出発時時点で6か月以上休学している、また実務経験から離れている方。
- 過去に米国ビザの発給を米国大使館/領事館、移民局に却下されたことがある方。

3. 本プログラムの費用について

本プログラムに係る費用の一部を下記のとおり日本国外務省が負担いたします。

【日本政府が負担する費用】

- 研修先選定諸費用
- DS2019（米国 J1 ビザ滞在許可証）申請/取得諸費用
- 研修期間中の米国傷害保険費用
- SEVIS 費用
- 往復国際航空チケット費用（成田または羽田空港、関西空港発着予定のエコノミークラス）
※航空会社・経路について派遣者が指定することはできません。
- 米国大使館 J1 ビザ申請費用
- 滞在支援費：10 万円/月（長期・短期）
※1 か月に満たない派遣月の支給額は日割り計算いたします。（1 円単位）
※滞在支援費については滞在中に関わる費用（現地での家賃/交通費/生活費等）の全てを賄うものではなく、あくまでもその一部を援助する性質のものであり、不足分については参加者ご自身でご負担頂く必要がある旨 予めご理解ください。
※本支援費の金額は一律であり、派遣される都市の物価や生活状況他、如何なる理由があってもその金額が増額されることはありません。

【参加者の自己負担が必要となる経費（例）】

- パスポート、各種証明書等取得関連費
- 日本国内の移動に関わる費用、J1 ビザ申請に関わる交通費、オリエンテーション及び成果共有会（帰国後実施）参加にかかわる交通費
- 出発・帰着空港（成田・羽田・関西空港予定）までの交通費
- 米国内国際線着発空港～派遣先・滞在先までの交通費
- その他米国内の移動にかかわる費用（宿泊先～派遣先までの交通費等）
- 渡航手続きに要する通信費用（電話代、Email や Web 関連費用）、
- 滞在費（家賃・ホームステイ等宿泊滞在費）
- その他現地で発生する個人の経費（生活費全般、通信費、食費等） 他

4. 参加者募集概要

【募集期間】

2019 年 4 月 25（木）-2019 年 6 月 7 日（金）17 時必着

【選考】

- 6 月 14 日までに書類選考を実施いたします。
- 書類選考を通過した応募者に対して事務局より順次ご連絡いたします。
※書類選考を通過された方のみへのご連絡となります。
※尚、選考に通過された方が辞退された場合に、繰り上げにて応募頂きました方へ後日ご連絡させて頂く場合がございます。
- 書類選考を通過した応募者に対してインタビュー審査（日本語・英語）が実施されます。

【申込登録方法】 2019 年 4 月 27 日（土）受付開始

(1) 下記 URL の参加申込登録フォームに必要な事項入力の上、ご登録ください。

<https://www.jtbbwt.com/section/kasumi/usinternship/index.html> *パソコンから登録ください。

登録の前に URL <https://www.jtbbwt.com/section/kasumi/usinternship/hinagata.html> から下記の書式と記入例をダウンロードし、必要事項を記入の上、上記申込サイトにデータをアップロードしてください。

- ✓ 推薦保証状兼同意書、誓約書（所定フォームに記入）
- ✓ 英文レジュメ（記入見本あり、Word 形式で提出）
- ✓ 英文カバーレター（記入見本あり、研修先に向けた自己 PR レター、Word 形式で提出）

(2) 書類選考後、選考通過者にはメールにて通知いたします。通知後 7 日以内に下記の書類を ZIP ファイル（御名前記入）に纏めメールに記載された URL からアップロードしてください。

- ✓ 旅券（パスポート）の顔写真のある見開きページのコピー（PDF）
- ✓ 大学以降の英文卒業証明書または英文在籍証明書（Full time Student である旨、明記のあるもの）のコピー（PDF）
- ✓ 大学以降の英文成績証明書のコピー（PDF）
- ✓ 英語力スコア保持者のみ、英語能力を証明する書類（TOEIC, TOEFL, IELTS、英検等証明書、なるべく 3 年以内のもの）のコピー（PDF）

- ✓ 過去に取得した米国ビザ関連書類（ビザスタンプコピー/I-20, DS-2019）※取得したことがある場合。
- ✓ 証明写真（直近6ヶ月以内に撮影、背景白、JPG/JPEG、ファイルに御名前記入）
※眼鏡は外してください。また髪の毛が眉にかからないようご注意ください
- ✓ 英文エッセイ（所定フォームに記入）

申込登録にあたっての注意事項

1. 選考にあたり、応募者の意に沿えない結果になったとしても、その結果に対する異議申し立てはお受けいたしかねますのでご了承ください。
2. 米国へ期間中渡航可能な残存有効期限のある旅券を保持または取得いただくことが必要となります。
3. 本プログラムはすでに取得している査証（Fビザ、別のJ1ビザ、グリーンカード等）を利用して参加することはできません。新たにJ1インターンビザを申請できる方のみが対象となります。
4. プレイメントにおいてインターンシップ先機関、渡航先については、応募者が選ぶことはできません。また希望の内容については一切お受け入れすることはできません。
5. 短期、長期に重複して応募することも可能です。但し、いずれか選考の結果、不採用となりました場合においては、追加にてご応募頂くことはできません。
6. 選考後は、やむを得ない人道上の理由等を除き応募者の自己都合による辞退等は受け付け兼ねます。また参加決定後において応募者の自己都合により参加を辞退される場合、それまでに発生した費用については応募者ご本人に負担いただきます。
7. 審査においては書類選考通過者に対し英語および適性インタビューを実施いたします。
8. 運営者からの協力要請に著しく非協力的である場合は、参加をお断りする場合があります。
9. J1プログラム団体の指定する米国医療・傷害保険に加入いただきます。（同保険料は政府が負担いたします）
10. DS2019やJ1ビザの発給は保証されるものではありません。（米国側にて審査が行われます）
11. 応募者及び派遣先の事情を考慮し出発時期（派遣開始時期）が予定より前後する可能性があります。
12. 派遣先が決定するまでの期間及び、DS2019やJ1ビザを取得する期間について、想定よりも時間がかかるケースがありますので、事前にご了承ください。
13. DS2019やJ1ビザの発給の却下、発行の遅延、入国不可等により応募者に何らかの損害が発生した場合、外務省、(株)JTB、特定非営利活動法人国際青少年交流協会は一切の責を負いません。
14. 応募者の自己都合による旅程の変更（研修先の変更、滞在延長、発着地の変更等）は認められません。また研修終了後は必ず日本に帰国していただきます。（研修終了後に継続して米国に滞在することはできません）
15. 米国滞在中、現地の法律やJ1規則を遵守しなかった場合、滞在資格が取消され強制帰国になることがあります。その場合、外務省、(株)JTB、特定非営利活動法人国際青少年交流協会は一切の責を負いません。
16. 研修期間中に米国でアルバイトなどの就労活動を行うことはできません。
17. 米国での研修開始後において、応募者の自己都合により研修期間を全うせず途中帰国する場合、その航空代金・その他交通費は応募者の自己負担となります。
18. J1ビザ申請に伴う大使館面接は日本の米国大使館/領事館で行っていただく必要があります。そのためJ1ビザ申請時は日本国内に滞在していただく必要があります。
19. 過去にビザを取得し米国に滞在したことがある場合は、その時の滞在資格内容や滞在期間によりお申込みできない場合があります。
20. 政府が費用負担を行う往復国際航空チケットは日本⇄米国間のものに限られ、参加者の都合により日本以外の国を経由して米国に出入国する場合はその費用の一部または全額を参加者に負担いただきます。
21. 滞在支援費は、本募集要項に記載のある金額、条件に定められており、如何なる理由があってもその金額が増額されることはありません。
22. 実施された米国インターンシップが結果的に参加者の意に沿うような内容にならなかったとしても外務省、(株)JTB、特定非営利活動法人国際青少年交流協会は一切の責を負いません。
23. 参加者は、本インターンシップに関して指定された課題（報告書、論文等）を指定された期日までに提出する義務を有します。
24. 参加者は出発前オリエンテーション及び帰国後の成果共有会に出席していただきます。
25. 本プログラムは米国が定める「Two-Year Home-Country Physical Presence」が適用されます。

5. 申し込み～研修開始までの流れ

(1) 申込登録：申込専用サイト <https://www.jtbbwt.com/section/kasumi/usinternship/index.html> にて

申込み

(2) 書類審査

(3) 書類審査通過者より追加書類のアップロード

(4) 面接審査（日本語・英語）

(5) Placement 候補者の決定（外務省が決定）

(6) 米国研修先機関との Placement（研修先担当者との skype による面接）

(7) 研修先の決定、DS2019 申請手続の開始

(8) DS2019 の取得、米国大使館/領事館面接予約

(9) 米国大使館/領事館面接（東京または大阪）

(10) J1 ビザ取得 ※(9)の面接後、通常1週間～10日後

(11) 航空チケット予約（事務局）/滞在先の手配（各個人手配/サポート）

(12) 出発前オリエンテーション（全員参加）

(13) 渡米→研修の開始

出発 3～4 か月前

出発 2～3 か月前

出発約 1～2 か月前

出発 1～3 週間前

上記行程についてはあくまでも目安であり、状況により順番の前後や追加項目が発生する場合がありますので、あらかじめ御理解・御協力をお願いいたします。

6. J1/Intern ビザについて（参考）

J1 ビザは、米国民と外国の人々との相互理解を深めることを目的とされた「交換訪問者ビザ」であり、米国国務省の教育文化局が監督する『交流訪問者プログラム』の参加者に与えられます。J1 は 14 のカテゴリーにて分類され、各カテゴリーにおいて米国での就労・研究・留学活動が許可されますが、本プログラムにおいては 14 カテゴリー中の『Intern』を利用します。

J1/Intern は大学生・大学院生向け（卒業後 1 年以内も対象）の研修ビザとなり、最長で 12 ヶ月の研修期間＋前後 30 日間の滞在を合法的に許可されます。

J1 ビザの取得には、米国国務省が認定した交換訪問者プログラム運営団体より厳正な審査を受け、参加適正を証明する滞在許可証「DS-2019」の発給を受けた後に、米国大使館/領事館にて J1 ビザの発給を受けることとなります。

7. 個人情報の取扱い

応募フォームに記載された情報は次のような目的で利用します。

- (1) 応募フォーム及び添付書類は、応募者との連絡のために利用させていただき、採否審査、事業実施、事業評価のため、外部有識者等に必要な範囲で提供することがあります。提供する際、外部有識者等の方には、個人情報の安全確保のための措置を講じていただくようにしています。
- (2) 派遣者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、事業概要等の情報は、ホームページ、その他の広報資料に掲載される統計資料作成に利用されます。さらに、事業の実施地に所在する日本大使館・総領事館等の在外公館にも、事業概要と併せ情報提供することがあります。
- (3) 派遣者の氏名/性別/職業/肩書/所属先/事業概要等の情報は、御本人の許可を得た上で、広報のため報道機関や他団体に知らせることがあります。
- (4) 選考された場合、登録フォームに記入された連絡先に、事業のフォローアップのためアンケートをお送りすることがあります。
- (5) 選考後 J-1 ビザを取得していただきます。J-1 ビザでインターンシッププログラムに参加された方は、米国大使館「国務省人物交流プログラム同窓生（State Alumni）」と認定され、氏名、メールアドレスが登録されるため、State Alumni の情報等のご案内が行く可能性がございます。

* 当社の「個人情報の取り扱いについて」：https://www.jtbcorp.jp/jp/privacy/jtb/pi_handling.asp

申込先：外務省 HP（右記 web サイト）からもどうぞ→
申込サイトは 4 月 27 日から開設となります。

外務省 第 5 回日本人学生等のインターンシップ支援事業

8. 問い合わせ先

〒100-6051 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 23 階
株式会社 JTB 霞が関事業部内 米国インターンシップ事務局 担当：渡辺、笹井、中島
【Tel】03-6737-9275 【Fax】03-6737-9264 営業時間 9:30～17:30（土日祝休業）
E-Mail：beikokuinternship@jtb.com